

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長、長野市教育委員長及び長野市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年6月22日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

## 措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画、設計及び積算について</b> (報告書 3～4 ページ)</p> <p>(1) 設計・積算において、以下の違算や書類不備が散見された。          今後はこのようなことのないよう、積算基準の理解と発注前の十分な審査体制の確立を要望する。</p> <p>① 数量設計において、積算基準で統一されている数値基準どおりに端数処理をしていない事例や、土量換算係数を考慮していない事例があった。          ※土量換算係数；土は地山（自然状態）にあるときと、掘削してほぐした状態にあるときと、締め固められたときとでは、それぞれ体積が異なる。この 3 つの状態の体積比を <math>L = (\text{ほぐした土量}) / (\text{地山の土量})</math>、<math>C = (\text{締め固めた土量}) / (\text{地山の土量})</math> で表わし、L 及び C を「土量の変化率」又は「土量換算係数」という。          (戸隠支所・農業土木課・道路課・河川課・維持課・都市計画課・公園緑地課)</p> <p>② 積算における適用単価日の設定誤りから、適正な単価が用いられていない事例があった。          ※適用単価日；積算に使用する労務費や材料費等の単価及び歩掛が制定された日付。昨今は、原油や鋼材等の価格変動が激しいことから、ほぼ毎月単価改定されている。          (大岡支所・維持課・建築指導課・公園緑地課・駅周辺整備局・保健給食課)</p>	<p>数量設計において、積算基準で統一されている数値基準どおりの端数処理や土量換算係数を考慮し設計・積算を行うよう担当者に指導し、また、課内会議において、発注前の設計書類における審査体制の強化を確認し、改善を図った。          (農業土木課)</p> <p>端数処理と土量換算を熟知させるとともに、審査でも検算を確実にするよう指示することで、改善を図った。          (維持課)</p> <p>積算基準どおりの土量換算係数により、数量計算を行うことを課内で再確認をした。          (公園緑地課)</p> <p>設計積算作業が月を跨ぐ場合などの時に、そのまま設計書を作成したものであり、適用年月日の変更日について、注意をするように指示するとともに、工事の起案をする際には適用年月日について、確認することで改善を図った。          (維持課)</p> <p>担当課で起案する際に単価適用日の確認を徹底することを確認、改善を図った。          (建築指導課)</p> <p>適用単価日の設定に誤りの無いように、注意する旨を課内で統一した。          (公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>③ 工事場所や施行期間による現場条件の違いを設計工事費に反映させるための豪雪地域補正や冬期補正を考慮されていない事例があった。</p> <p>※豪雪地域補正；豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の豪雪地帯指定に基づき指定された豪雪地域において使用する機械（作業船を除く。）の供用 1 日当たり損料を補正するもの。</p> <p>※冬期補正；積雪寒冷地域（人事院規則に規定される寒冷地手当を支給する地域）で工事期間が冬期間（長野市においては 12 月 1 日から 3 月 31 日までの期間）に掛かる場合、冬期における作業時間の短縮等による日作業能力の低下等を考慮し、現場管理費（諸経費の一部）率を補正するもの。</p> <p>(産業政策課・道路課・河川課・維持課・都市計画課・区画整理課・公園緑地課・下水道建設課)</p> <p>⑥ 共通仮設費に含まれている伐開、除根、除草等の準備費を別途計上しており、二重計上となっていた事例があった。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>⑦ 河川・水路工事において、設計・施工に必要な縦断図が設計図書に添付されていない事例があった。</p> <p>(河川課・農業土木課)</p>	<p>豪雪地域補正や、冬期補正を考慮されていない事例については、今後留意すると共に、チェック体制の強化に努め、適正な単価を用いるように改善を図った。</p> <p>(産業政策課)</p> <p>担当地域内で、豪雪地域補正の適用不適用の地域があり、また設計時と工事の実施時期の違いによるものであったため、地区と日時に特に注意して設計積算するように指示を行い、また審査も特に注意することで、改善を図った。</p> <p>(維持課)</p> <p>施工時期によって豪雪地域補正や冬期補正が必要となる旨を課内で再確認した。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>豪雪地域補正や冬期補正を考慮されていない事例があったことについては、平成 22 年度より、指定された豪雪地域においては適切に豪雪地域補正を行うとともに、冬期補正においては、12 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に当初より工期が掛かるものは、当初より冬期補正を行い、変更により上記期間に工期が掛かるものについては、変更時に冬期補正を行うよう改善を図る。</p> <p>(下水道建設課)</p> <p>伐開、除根、除草等は、共通仮設費を構成する準備費に計上されることを周知し、積算基準を理解し設計・積算を行うよう担当者に指導し、また、課内会議において、発注前の設計書類における審査体制の強化を確認し、改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>水路工事等において、設計・施工に必要な縦断図等を設計図書に添付するよう周知し、また積算基準を理解し設計・積算を行うよう担当者に指導した。また、課内会議において、発注前の設計書類における審査体制の強化を確認し、改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>3 監督日誌等について</b> (報告書 5 ページ)</p> <p>監督日誌については、長野市契約規則第 47 条において、「監督職員は、(省略) 監督を行ったときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記載した監督日誌を予算執行者に提出しなければならない。」とある。</p> <p>また、契約の手引き第 3 章 2 (3) では「監督職員は、(省略) 監督を行ったときは、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にするとともに、その内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を予算執行者に提出しなければならない。」とある。</p> <p>しかしながら、これらの書類が作成されているか確認できないものが多くあった。</p> <p>また、予算執行者である所属長等の必要な決裁がなされていないもの、「日誌」にもかかわらず一枚で複数月日の監督内容がまとめて記載されているものが見受けられるなど、所属や監督職員により異なって処理されていた。</p> <p>監督日誌、監督職員指示書及び工事施工協議書については、監督職務における重要な書類であることから、統一的に処理されるよう要望するとともに、実効性を高めるよう改めてその必要性について周知を徹底し、適正な事務執行が図られるよう望むものである。</p> <p>(建築関連工事・土木関連工事・長野市建設技術委員会)</p>	<p>工事監督を行ったときは監督日誌を作成し、課長の決裁をとることを周知することにより、改善を図った。</p> <p>(維持課)</p> <p>契約規則のとおり「監督日誌」の決裁を得ることとし、課内で実施していくことで統一をした。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>監督日誌、監督職員指示書及び工事施工協議書について作成されているか確認できないことについては、監督職員は監督を行った時、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にするとともにその内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を所属長に提出するよう周知徹底を図った。</p> <p>(産業政策課)</p> <p>監督職員は、監督を行ったときは、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にし、その内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を所属長に提出することとした。「監督日誌」「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」については、監督の職務において重要な書類であり、必要な決裁を受け、書類等を統一的に処理するよう担当者に指導をし、改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>監督日誌等について、監督職務における重要な書類であることから、統一的に処理されるよう指摘を受け、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にするとともに、その内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を予算執行者に提出するよう工事監督職員に対し周知徹底し改善を図った。</p> <p>その結果、このことについて竣工検査で検査員からの指摘等は無かった。</p> <p>(清掃センター)</p>

## 措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p>	<p>必要事項を記載した監督日誌を作成し、予算執行者に提出するよう改善する。          なお全庁的な処理基準等が策定された際には、それに基づいて適正に処理することとする。          (観光課)</p> <p>監督日誌が作成されていない事例については、契約規則を熟知していないことに原因があったため、所属職員全員に監督日誌の重要性並びに必要性を認識させるとともに、監督日誌への記載内容、決裁区分を含め監督業務の報告に関する指導を行うことにより改善を図った（平成 21 年 9 月 8 日）。          また、監督職員指示書及び工事施工協議書に関しては、従来より統一様式により処理を行っているが、なお一層の徹底を指導することで改善を図った（平成 21 年 9 月 8 日）。          (配水管理課)</p> <p>監督業務に携わる職員に、監督を行なった場合は、内容等の事項を所定の監督日誌に記載し、速やかに提出（決裁）するよう指導徹底し改善を図った。          (サービスセンター)</p> <p>監督員日誌については、監督職員により異なった処理がされていたため、書式を統一し、1 日単位での記載及び決裁を受けるよう周知徹底を図った。          監督職員指示書及び工事施工協議書については、書類が煩雑になるのを防ぐため、課内で工事施工協議書を併用するように統一し、実施しているが、指示事項及び協議内容を日誌に記載するよう周知徹底を図った。          (上下水道局浄水課)</p>

## 措置の通知書

平成21年度 随時監査（工事監査・前期）（21 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p>	<p>監督員日誌については、過去に実施していたこともあったが、監督員指示書、工事施工協議書及び協議録と監督員日誌は、内容が重複しているので、ほとんど同じ書類を作成することになり、事務の繁雑化、環境面からは紙の使用量の増を防ぐことを目的に監督員日誌を作成していなかったが、長野市契約規則第 47 条及び契約の手引き第 3 章 2 (3) を遵守するよう平成 21 年 12 月より監督員日誌を作成するよう改善を図った。</p> <p>(下水道建設課)</p>